

日本家政学会誌論文投稿規程

資格

本学会誌に掲載する論文の投稿者及び筆頭著者は、原則として本学会の会員に限る。

著作権

本学会誌に掲載された論文の著作権は、一般社団法人日本家政学会に帰属する。したがって本学会が必要とする場合は転載し、また外部から引用の申請があったときは本学会において検討のうえ許可することがある。ただし著者は、自著の引用を本学会の許可なしに行うことができる。また、本学会誌に掲載された論文、英文並びに和文要旨は J-STAGE により電子公開される。

投稿原稿

- 1) 投稿する論文は、家政学^{*1}に関連のある内容を有し、本学会誌に掲載される前に、特許申請公開報告以外の他の学会誌(大学等の研究紀要等を含む一般に公表されている刊行物)に掲載されていないもので、本学会で定めた執筆要項に沿って作成されたものに限る。
- 2) ヒトを対象にした研究は、世界医師会(World Medical Association)総会にて承認されたヘルシンキ宣言(1964 年承認、2013 年修正)の精神に則り、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」(平成 27 年文部科学省・厚生労働省)等を遵守して行われたもので、著者の所属する機関における倫理審査委員会等の審査で承認されたものとし、その旨を論文中に明記しなければならない。ただし所属機関で審査を受けられないものについては、「日本家政学会誌投稿論文の倫理的観点に基づく審査に関する内規」に従う。また、動物を用いた研究についても、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成 18 年文部科学省告示第 71 号)等を遵守して行われた研究でなければならない。
- 3) 論文の種別は、「報文」「ノート」「資料」とする。
- 4) 論文の内容は、新しい価値ある知見^{*2}が得られていると認められるものとする。
- 5) 報文は研究目的が明確で、その研究目的に合致した結論が得られ、本学会の研究の発展に寄与できるものとする。要旨および図表を含めて刷り上り 10 ページ以内を原則とする。刷り上り 16 ページを超えるものは受け付けないことがある。なお、和文の場合は、刷り上り 1 ページは、25 文字、47 行、2 段組みとする。英文の場合は、刷り上がり 1 ページは、1 行半角 50 文字 47 行、2 段組みとする。
- 6) ノートは、限定された部分の発見や、新たな研究方法などを含む内容あるいは問題提起的内容をもつ論文などをいう。ノートは刷り上り 6 ページ以内を原則とする。
- 7) 資料は、研究のデータの報告に重点を置いたもので、研究の資料として役立つものをいう。刷り上り 10 ページ以内を原則とする。
- 8) 論文は和文または英文^{*3}とし、すべてに英文(150 語程度)並びに和文(300~600 字程度)の要旨を付ける。
- 9) 和文論文にあっても、図表は英文とすることが望ましい。

【注】

^{*1} 「家政学」の定義;「家政学は、家庭生活を中心とした人間生活における人と環境との相互作用について、人的・物的両面から自然・社会・人文の諸科学を基盤として研究し、生活の向上とともに人類の福祉に貢献する実践的総合科学である。」

(家政学将来構想特別委員会報告, 日本家政学会誌, 39, 412-416(1988))

^{*2} ここでいう「新しい価値ある知見」とは、「当該投稿論文以前に、すでに日本家政学会誌等で論文として公表されている手法を用いて、同じような対象に対して実験・調査等を実施し、すでに報告されている内容と同様の結論しか得られなかった場合には、論文としては認められない。」ことを意味している。

^{*3} 英文論文は、あらかじめ専門家に校閲を受けた後に投稿することとし、校閲記録を添付する。

投稿方法

1) 投稿原稿は、執筆要項にしたがって作成したものでなければならない。

2) web 投稿

・論文は web 投稿とする。web 投稿は、学会ホームページで受け付ける。

直接、web システムに入る場合

<https://www.editorialmanager.com/jhej>

・web 投稿では、英・和文要旨、本文、図表・写真等のワードまたはエクセルファイル等を準備し、web 投稿時の画面に従ってシステム上にアップロードして PDF ファイルを作成した後、PDF 内容を確認の上、送信して投稿とする。

・アップロードの順序は、①英・和文要旨②本文(文献を含む)③図表・写真にすること。図表・写真は 1 ファイルになるべくつめて、ページ数を減らしたうえでアップロードする。

3) 推薦査読者・非推薦査読者を希望する場合は各 2 名以内とする。非推薦査読者がいる場合にはその理由も記す。ただし、査

読者は編集委員会が決定する.

原稿の審査

- 1) 投稿原稿の受付年月日は, web 投稿画面での受付日とする. 投稿の規程に著しくはずれている場合は, 返却修正を求め, 再投稿された日をもって受付年月日とする.
- 2) 投稿原稿の採否は編集委員会が決定する.
- 3) 編集委員会は論文の内容等について著者に訂正を求めることがある.
- 4) 提出された原稿は, 編集委員会が訂正を要求した箇所以外に編集委員会の承諾なしに変更を加えてはならない.
- 5) 審査過程で返却された原稿が, 学会発送日より2か月以上返却されないときは, 投稿を取り下げたものとして処理する. ただし, 特別な事情がある場合は, 1か月の延長を認めるものとする.
- 6) 完全稿の審査が終了した年月日をもって原稿受理とする.
- 7) 完全稿の審査が終了後, 事務局あてに電子ファイル(本文はワード, 図はエクセル, jpeg 等の作成元データ)で最終原稿を提出する.

論文の掲載 掲載号の決定は原稿受理年月日順による.

掲載料および別刷

- 1) 論文のページ数に応じて下表掲載料を設定する. 掲載料は著者負担とする(掲載料には別刷 50 部を含む).

ページ	掲載料(円)
1~4	15,000
5~7	20,000
8~10	30,000
11~16	30,000+10,000 /1頁

カラー印刷の場合は, 1 ページ当たり 1 万円を加算請求する. 特別にコート紙へのカラー印刷を希望する場合には, 紙代を別途請求する.

- 2) 別刷の印刷部数は 10 部単位とし, 50 部を超える別刷代は著者負担とする. 負担金額は, 10 部ごとに下表の金額を加算する.

ページ	10 部 (円)
1~4	500
5~10	1,000
11~12	1,200
13~14	1,400
15~16	1,600

著者校正

著者校正は1回のみ行う. 印刷上の誤り以外の字句の修正・あるいは原稿になかった字句の挿入は原則として認めない. 校正刷は受取後, 指定の期日内に必着で返送すること. 期限に遅れた場合は編集部の校正をもって校了とすることがある.

会誌発行後の正誤訂正

- 1) 印刷上の誤りについては著者の申し出があった場合は, これを掲載する.
- 2) 印刷上の誤り以外の訂正・追加などは原則として取り扱わない. ただし著者の申し出があり, 編集委員会がそれを認めた場合に限り, 掲載する.